

# 現地就農体験等支援事業補助金交付要綱

制定 令和6年5月22日

## (目的)

第1条 この事業は、萩市へのU J Iターン就農を促進するため、山口県外に在住する就農希望者が、就農のための活動として萩市に訪れる際に必要となる交通費、宿泊費及び施設使用料等（以下、「宿泊費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付し、もって萩市農業の担い手の確保に資することを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 就農希望者

萩市内への就農を希望、若しくは検討している個人をいう。

(2) 就農活動

就農希望者による萩市内での就農の実現に向けた行為をいう。

(3) 補助事業

補助金の交付の対象となる就農活動をいう。

(4) 補助事業者

補助事業を行う者をいう。

## (交付の対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

2 補助金の交付の対象となる就農活動は、別表第2に定めるとおりとする。

3 補助金の交付の対象となる経費は、別表第3に定めるとおりとする。

4 補助金の額は、別表第4に定めるとおりとする。

5 前項の経費に対し、他の補助金等を受けている場合又は受ける予定の場合には、交付の対象としないものとする。

## (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、市長が別に定める期日までに、別記第1号様式の交付申請書を提出しなければならない。

2 複数の就農希望者が同一の就農活動を行った場合においては、交付の申請は、同居の就農希望者に限り、一括して行うことができる。

## (補助金の交付の決定)

第5条 市長は、前条第1項の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付の決定をする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正して補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、別記第2号様式により、その決定の内容及びこれに付された条件を通知する。

(補助金の請求及び交付)

第7条 補助事業者は、前条の規定による通知に基づき、別記第3号様式の補助金請求書を市長に提出するものとする。

- 2 補助金は、精算払により交付する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月22日から施行する。

別表第 1（第 3 条第 1 項関係）

区分	要件
補助事業者	<p>(1) 山口県外に住所を有すること。</p> <p>(2) 事業実施年度の 4 月 1 日現在で 18 歳以上 65 歳以下であること。</p> <p>(3) 体験先、研修先、面接先等から給与等（交通費、宿泊費を含む）の支払いを受けていないこと。</p> <p>(4) 就農状況等の調査に事業終了後も協力すること。</p>

別表第 2（第 3 条第 2 項関係）

区分	備考
1 就農に関するツアー、産地見学会、就農ガイダンス、その他のイベント等	市長が別に定める要件を満たすものに限る。
2 農業体験、短期研修、下見等	同上
3 就農相談、就農・就業面接等	同上

別表第 3（第 3 条第 3 項関係）

区分	内容
1 交通費	<p>(1) 就農活動のための居住地から萩市内への往復交通費（居住地から最初の市内到着地及び最後の市内出発地から居住地までの交通費）で公共交通機関等（鉄道賃、航空賃、船賃、バス料金、タクシー料金）を利用した実費で、移動に必要と合理的に認められるもの。</p> <p>(2) 就農活動のための居住地から萩市内への移動に係る往復の高速道路等利用料（実費に限る）で、移動に必要と合理的に認められるもの。</p> <p>(3) 山口県内で貸渡契約を締結したレンタカーのリース料（燃料代は含まない）</p>
2 宿泊費	<p>(1) 宿泊先は、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を受けて旅館業を営む施設、住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項に規定する届出をして、同法第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業を営む施設、山口型小規模農林漁業体験民宿認定要綱（平成 17 年 10 月 1 日制定）第 4 条に規定する認定を受けた体験民宿、農山漁村生活体験ホームステイ実施要綱（平成 20 年 6 月 4 日制定）第 11 条に規定する届出を行った受入地域協議会に登録された受入農林漁家、萩市新規就農者等研修滞在施設、萩市お試し暮らし住宅、宿泊機能を有した宿泊機能を有した公共施設等のいずれかに該当す</p>

	<p>る萩市内の施設とする。</p> <p>(2) 宿泊費に朝食代、夕食代が含まれている場合は、宿泊料からその額を減額する。ただし、金額が不明な場合は朝食分として1,000円、夕食分として1,500円を減額する。</p>
--	--

別表第4（第3条第4項関係）

補助金の額
<p>就農活動1訪問につき、別表第3に規定する交通費及び宿泊費の対象経費の合計に2分の1を乗じ、1,000円未満の端数を切り捨てた額または30,000円のいずれか低い額とする。</p> <p>タクシー料金の補助額は上限10,000円とする。</p> <p>宿泊費の補助額は1人当たり上限3,000円／泊とする。</p>